

平成21年(ヨ)第49号 賃金仮払仮処分命令申立事件

債権者: 久木野 憲司

債務者:長崎県公立大学法人

答 弁 書

平成21年11月19日

長崎地方裁判所保全係御中

債務者訴訟代理人弁護士 福 田 浩 久

同

木 下 健太郎

(送達場所)

T

法律事務所

電 話

FAX

債務者訴訟代理人弁護士 福 田 浩 久

同

木 下 健太郎

- 第1 申立の趣旨に対する答弁
 - 1 債権者の申立を却下する。
 - 2 訴訟費用は債権者の負担とする。
 - 第2 申立の理由に対する答弁
 - 1 申立の理由第1,1は認める。

2 同第1,2は概ね認めるが、債務者と債権者間の雇用関係については、以 下のとおり定まっている。

債権者は、平成17年4月1日に施行された、長崎県(以下、「県」とする。)の「長崎県公立大学法人への職員の引継ぎに関する条例」(平成17年長崎県条例第5号)に基づき、その身分が県から債務者に引き継がれている。債務者の法人化前には、県の主催で法人化関係制度説明会を行い、労働条件の変更等につき説明をしている。その後、同年4月21日付で、債務者事務局から債権者を含む各職員に「労働条件通知書」を配布している。以上のとおり、債権者債務者間の労働契約は、条例に基づいて成立しているし、その内容は職員に対しても適正に説明されている。

債権者自身、法人化前から、県立長崎シーボルト大学教員組合副執行委員長の役職にあり、勤務条件の変更等については他の一般教員以上の知識があったはずであり、債権者自身も、雇用関係の承継の法的根拠や、変更後の内容についても充分に認識していた。

3 同第2,1 ないし3 について

懲戒規程の内容は認めるが、それをどのように評価するかについては争う。債務者が、平成21年3月25日に制定した「長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程」は、法人化により教育公務員特例法は適用されないこととなったものの、同法の趣旨を尊重し、懲戒処分に至る手続きなどについて明文化したものであり、従前以上の厳格な手続きを設けることを意図したものではない。

4 同第 2,4,(1)

債務者の「長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程」第4条は、調査方法に関する規定である。同条第1項は、調査の際には、調査の一環として、対象教員から事情を聴取するというごく当然のことを定めたものである。この規定から、対象教員に弁護士の同席を認める権利は認められない。事実関係における調査において、調査委員会が供述を強制することはないし、事実関係については自らが説明をすれば良いことであり、弁護士の同席がないからといって何ら不利益となるものでもない。

第3 債務者の主張

1 債務者の債権者に対する本件懲戒処分が有効であること

債務者は、債権者に対し、就業規則第46条第1号及び第7号により(就業規則第33条及び35条違反)停職6月の懲戒処分に処した(甲3)。

本件懲戒処分は以下述べるとおり何ら瑕疵はなく有効なものである。

- (1) 債権者は、債務者の兼業許可を得て、バイオラボ株式会社(以下「バイオラボ」という。) の代表取締役として平成15年から同社の破綻した平成20年まで兼業を行っていた。
- (2) 債務者の法人化以前の兼業許可は、債務者が行ったのではなく、長崎県知事が行ったものであり、正確には「兼業許可」ではなく、「営利企業等従事許可」である。

そして、県による「営利企業等従事許可」の際にも、営利企業等従事許可申請書(乙1)記載のとおり、債権者自身が「大学勤務時間外において本申請事業に従事する」ことを明示しており、県としてもかかる申請に基づいて許可を与えている。また、法人化以後に「兼業従事許可」を与えるにあたっては、そもそも「長崎県公立大学法人職員兼業規程」(平成17年規程第7号)(乙2)第6条の規定により、「兼業は勤務時間外に行うものとする。」という原則があり、かつ、各年度に本人に交付した「兼業従事許可書」においても、「勤務時間の割り振り要」、「※やむを得ず、勤務時間内に上記団体業務に従事する場合には、勤務時間の振り替え申請が必要である。」と明示している(乙3、1ないし4)。さらに、債務者は許可書を交付する際や折に触れて、職員から債権者本人に対して、勤務振り替えの必要性や服務関係手続きの徹底を行うよう、指導してきている。

(3) しかるに、債権者は、上記(2)の条件に著しく違反した。 債務者による調査の結果、客観的資料により確認できたものだけでも、 以下のとおり勤務時間内にバイオラボ業務に従事している(乙4)。

平成15年 中国渡航8日、取締役会等出席3日、IMとの面談等5

H

- 平成 16 年 中国渡航 34 日,国内出張 16 日,取締役会等出席 5 日, IMとの面談等 2 日
- 平成 17 年 中国渡航 37 日,国内出張 39 日,取締役会等出席 9 日, IMとの面談等 2 日
- 平成 18 年 中国渡航 17 日,国内出張 57 日,取締役会等出席 5 日, その他 2 日
- 平成19年 中国渡航12日,国内出張72日,取締役会等出席19日, IMとの面談等2日
- 平成20年 中国渡航7日,国内出張24日,取締役会等出席4日,I Mとの面談等2日

以上を合計すると、中国渡航合計 115 日、国内出張 208 日、その他 業務 60 日の合計 383 日となる。

- (4) また、債務者理事長は、債権者に対し、再三にわたり兼業従事の実態 を明らかにするための記録等の提出を求めたが、かかる職務命令に違反 し、一切記録を提出しなかった。
- (5) 以上のとおり、債権者に対する停職6月の停職処分は正当なものである。
- (6) 本件懲戒処分は手続的にも何ら問題はない。

ア懲戒等に関する規程第4条について

本条で定める調査は、懲戒対象となっている教員に対し、何らかの権利保障を与えたものではない。債務者の懲戒等に関する規程第4条の規定を見れば分かるとおり、教員の懲戒処分を行う際には、調査委員会を設置して調査を行うことが必要であり、その調査委員会は、対象となる教員から事情を聴取するものとしている。この規定の趣旨は、教員の懲戒処分を行う際には、慎重を期すために調査委員会を設置することと、調査委員会が調査の際には対象教員から事情聴取をすることを求めているのであり、その事情聴取の手続方法は調査委員会の裁量に委ねられているのである。

この事情聴取に際しては、債務者は、債権者本人に事前に債権者の9月1日の都合を確認した上で、文書(乙5)を手渡している。そして、この文書にも、「兼業従事許可等に関する事実確認について」と明示している。さらに、債務者は債権者に対し、平成21年5月15日以降、「記録等の提出について」と題し、債権者の「勤務実態について正確に把握する必要」があるためと明示したうえで、「提出を求める記録等」を具体的に列挙して当該記録等の提出を3度にわたって求めている(乙6ないし8)。

以上の事実を前提とするならば、債務者が債権者に対して説明を求めた事項は、本来的に債権者が最も良く知っていることであり特に準備や弁護士の同席は必要ないし、何の説明を求めるかについても当然に理解できる内容である。

そして、債権者は、調査委員会の調査に対し、約1時間20分にわたり事実関係について必要な説明をし(乙9)、特に事実関係についてさらに追加的に主張したいとの要望等は無かったし、後日、説明した事実関係についての訂正の要求等もなかった。

この調査手続において、債務者が、北爪弁護士の同席をお断りしたのは、この事情聴取が大学学内組織での手続きによるものであり、「事実」の確認を行うためのものであり、債権者本人が出席して質問に答えることが可能だからである。かかる観点から、債務者の調査委員会も、既にこの時点で相談していた債務者代理人らもあえて同席させていない。

イ懲戒等に関する規程第6条について

規程第6条第2項にあるとおり、懲戒処分の要否等について審議を行うこととされており、具体的な懲戒処分の内容を定めるものではなく、 実際の処分は、規程第8条に従い理事長が行うものである。また、いかなる処分をするかは理事長が行うが、その際には弁明の内容も当然考慮されるのであるから、弁明手続き前に処分内容を決定することは相当ではないし、可能でもない。従って、予定処分内容を弁明手続の際に告知することはそもそも規程上予定していないし、不可能である。 さらに、被処分者側からしても、懲戒の事由ならいざしらず、処分を 受けることが予想される処分内容により弁明の内容が変わることは考 えられないのであるから、実質的に見ても何ら不利益はない。

債務者による、弁明機会の付与の通知 (乙 10) の中で、懲戒事由の内容については、「貴殿の兼業従事許可違反及び職務命令違反に対する懲戒の要否」として明示しており、これにより、債権者は、この 2 つの懲戒対象事由の事実関係についての弁明及び情状関係についての弁明を充分になし得るのであるから、債務者の手続に何らの瑕疵がないことは明らかである。また、弁明手続において弁護士の同席がないと不利益を受けることも考えられない。

(7) 以上のとおり、本件懲戒処分が有効であることは明らかである。

2 保全の必要性が存在しないこと

- (1) 本件において、被保全権利が存在しないことは上記のとおりであるが以下のとおり保全の必要性も存在しない。
- (2) ア本件懲戒処分は、「停職 6 月」であり、停職期間が満了すれば、債権者は、従前どおりの給与等を受けられる立場にある。

-			

(3) 以上の事実を総合すると、本件において保全の必要性が認められないのは明らかである。

以上

疎明資料

1	Z 1	営利企業等従事許可申請書	
2	乙2	長崎県公立大学法人職員兼業規程	
3	乙3の1ないし4	兼業従事許可書	
4	Z 4	久木野教授の兼業従事許可等に関する事実につい	
		τ	
5	Z 5	兼業従事許可等に関する事実確認について	
6	Z 6	記録等の提出について	
7	Z7	記録等の提出について	
8	Z 8	記録等の提出について	
9	乙9	第9回調查委員会議事録	
10	乙 10	通知書	
11	Z 11		
12	Z 12		
13	乙 13	財産目録(破産管財人作成)	